

(陳受3第9号)

吉祥寺駅周辺の安心安全なまちづくりと子どもたちの健全育成環境を求めることに関する陳情

受理年月日

令和3年5月25日

陳情者

吉祥寺駅周辺の環境を考える会 ほか1,066名

陳情の要旨

吉祥寺駅周辺は、風営法第2条の定める「接待飲食業営業」いわゆるキャバクラ店舗や、性風俗関連特殊営業施設いわゆる「ピンクサロン」への呼び込みなど、私たち住民は、長年にわたり、地域の安全や風紀を脅かす実態に不快を感じながら、常に不安と隣り合わせに暮らしてきました。また、南町2丁目駅前街区においては、近隣商業地域用途でありながら、実質的にラブホテルとおぼしき営業内容や客室設備を有する施設もあります。また、夜間には、10色に変わるイルミネーションで、近隣周辺の建物を染め上げ、強烈な彩光を放ち、隣接する住宅地住民としては、毎晩生活環境の悪化に悩まされています。令和3年4月23日、事業者より「開発基本計画」が提出され、アルミパネル仕上げの壁面に、「HOTEL KICHIJŌJI」の巨大発光広告看板を設置予定であることが明らかとなり、ますます環境悪化が予想されます。6月末には近隣住民への説明会が予定されています。武蔵野市には、昭和58年に「武蔵野市環境浄化に関する条例」が制定されており、「安全で快適な環境の確保は、市民の基本的権利であり、まちづくりの原則」とし、「武蔵野市は総力をあげて風俗産業公害を除去し、良好な環境の確保と青少年の健全な成育を図るため、あらゆる努力を積み重ねることを決意し、この条例を制定する。」と記載されています。武蔵野市が、条例に基づいて、呼び込み・声かけ・風俗系施設の増設に対して、私たちが安心して毎日の生活を送れるように、その責務を果たし、子どもたちの健全なる成長を保障できる環境整備のまちづくりに取り組むように、以下の要望をいたします。

記

- 1 「武蔵野市環境浄化に関する条例」並びに「武蔵野市生活安全計画」に沿って、「環境浄化審議会」を速やかに開催し、吉祥寺駅南側エリアの呼び込み・声かけ・景観・看板照明・旅館業法施設などの現状調査を行うこと。
- 2 「武蔵野市環境浄化に関する条例」に基づき、南町2丁目近隣商業地域エリアを「環境浄化特別推進地区」に指定することを調査並びに審議すること。
- 3 「武蔵野市環境浄化に関する条例」に基づき、環境浄化協力員を委嘱し、市・武蔵野警察署・武蔵野消防署・多摩府中保健所とともに、風俗営業法並びに旅館業法施設には、定期的な査察を行うこと。